

平成20年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 国が公益法人に発注している調査研究事業の見直しについて

各府省所管公益法人を契約相手方とする国発注の調査研究事業は、平成19年度の1年間で3,498件、1,260億円に上っている。しかし、これらの事業に関しては、随意契約が件数割合で72.6%と大部分を占め、競争契約でも一者応札の件数割合が58.3%に達するなど、競争性が確保されているとは言い難い状況にあること、再委託が行われている契約の件数割合が全体の13.4%あり、その中には再委託率が50%を上回っているものも見受けられること、成果物を公表している調査研究の件数割合が39.9%で、このうちインターネットによる公表は14.3%にとどまっていることなど、多くの課題が本委員会の検査要請に基づく会計検査報告において指摘されている。

政府は、調査研究事業を所管公益法人に発注する必要性について、個別に再点検すべきである。また、今後継続して所管公益法人に調査研究事業を発注する場合においては、契約の競争性及び透明性の更なる向上を図るとともに、当該調査研究事業の成果が広く国民に公表されるよう努めるべきである。

2 独立行政法人等における法定外福利厚生費の適正化について

独立行政法人における法定外福利厚生費の支出について、総務省の調査によれば、平成13年度から21年度までの9年間で、計742億円に上っている。国におけるレクリエーション経費の見直しを契機として、独立行政法人においても法定外支出を廃止する見直しが行われている状況の下で、職員の会費により運営されるべき互助組織に対する費用、昼食代の食券交付や現金給付等の給食費補助事業等、様々な法定外支出が依然として継続されている実態が明らかとなった。また、政府関係機関においても、法定外福利厚生費に関して、同様の支出が確認されている。

政府は、独立行政法人及び政府関係機関の法定外福利厚生費について、その実態

把握に努めるとともに、事業の公共性等にかんがみ、社会一般の通念に適合しない互助組織費用等への支出を廃止するなど、その見直しに向けて早急に措置を講じさせるべきである。

3 在外公館における会計経理等の見直しについて

本委員会の要請に基づき、会計検査院が検査を行った大使館や総領事館など51の在外公館においては、そのうち土地、建物等が長期間利用されていないものや用途を廃止したが未処分のままとなっているものが、11公館で16件簿価22億5,630万円に上ること、ワイン等酒類の在庫が平成21年度末に計5万3,167本あり、そのうち経済協力開発機構代表部では年間消費量の30倍に当たる7,896本のワインを保有する一方で、オーストラリア大使館など4公館では酒類の品質が劣化したとして20・21両年度の2年間で計1,044本の酒類を廃棄処分していること、15公館に多額の経費で購入又はリースしている危機管理用テレビ会議システムが、この2年間に危機管理目的での使用実績はなく、それ以外でもほとんど使用されていないことなど、不適切な事態が指摘されている。

政府は、すべての在外公館において適切な会計経理が行われているか詳細に点検し、その実態把握に努めるべきである。また、在外公館において内部統制が十分機能するよう努めるとともに、不要な国有財産の早期処分や酒類の在庫管理等が適切かつ効率的に行われるよう、会計事務の体制を早急に見直すべきである。

4 公共事業における需要予測の改善について

国土交通省は、空港の新設や拡張等に関する需要予測を公益法人等に委託するなどして行っている。しかし、国内線の乗降客数に関する需要予測との対照が可能な68空港について、直近の需要予測と20年度の利用実績を比較すると、実績が予測を上回ったのは9空港にとどまり、残り59空港は実績が予測を下回っている。また、過去に委託した需要予測と利用実績に大きな乖離がみられたにもかかわらず、繰り返し同じ委託先に発注していた事態も見受けられた。そのほか、総務省の行政評価・監視結果においても、道路や港湾等の整備事業に関する需要予測について、適切でない数値等を使用して実施していたり、早期の見直しを怠っていたりするなどの事例が指摘されている。

政府は、公共事業には多額の国費が費やされることを踏まえ、これまで行われてきた公共事業における需要予測の実態を検証して総括するとともに、調査手法や委託先の選定を見直すなどして、需要予測の精度向上及び透明性の確保に努めるべきである。

5 会計検査院の懲戒処分要求への対応について

会計検査院は、国が21億8,000万円の和解金を支払うこととなった防衛省沖縄防衛局締結の地質調査等に係る業務委託契約において、必要な支出負担行為を行わないまま受託会社に追加業務を実施させる等、会計法令違反の重大な過失があったとして、平成21年12月、57年振りとなる懲戒処分要求を防衛省に対して行ったが、本件に関する政府の一連の対応は、大きな問題を残したと指摘せざるを得ない。

政府は、会計検査院法第31条等に規定される懲戒処分要求が行われた場合、爾後、指摘内容を真摯に受け止め、適切な措置を講ずるべきである。